

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 23 年 4 月 6 日

全国健康保険協会理事長 小林 剛

調達機関番号 427

所在地番号 13

1 調達内容

(1) 品目分類番号 72

(2) 製造物品及び数量

レセプト点検効果向上に向けた業務委託
一式

(3) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(4) 契約期間

平成 23 年 6 月 2 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日

(5) 履行場所

全国健康保険協会の指定する場所

(6) 入札方法

総合評価落札方法を行うので、入札金額を
記載した入札書及び企画書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載
された金額をもって落札判定を行うので
入札者は、消費税等に係る課税事業者である
か免税事業者であるかを問わず、見積もった
契約額の 105 分の 100 に相当する金額（税抜
額）を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第
26 条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 22、23、24 年度厚生労働省競争参加資
格(全省庁統一参加資格) 役務の提供」の A、
B 又は C の等級に格付けされ、関東・甲信越
地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 当該案件と同等の業務を行った実績を有
する者であること。

- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること
- (8) 全国健康保険協会、厚生労働省又は日本年金機構から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がない者であること（健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと）。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (10) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001及びJISQ27001認証のいずれかを取得している者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先
 - 〒102-8575 東京都千代田区九段北 4-2-1 市ヶ谷東急ビル 9階
 - 全国健康保険協会 総務部 経理グループ
 - 電話 03-5212-8214 担当 山下 敬史
- (2) 入札説明会の日時及び場所
 - 日時 平成 23 年 5 月 11 日 午後 3 時
 - 場所 東京都千代田区九段北 4-2-1 市ヶ谷東急ビル 9階

全国健康保険協会本部会議室

- (2) 入札書等の受領期限等
期限 平成 23 年 5 月 26 日 午前 10 時
場所 上記 3 (1) と同じ
- (3) 開札の日時及び場所
日時 平成 23 年 6 月 1 日 午前 10 時
場所 上記 3 (2) と同じ

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を、平成 23 年 5 月 26 日 午前 10 時まで提出しなければならない。
入札者は、開札日の前日までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を実施できると全国健康保険協会理事長が判断した資料を添付し入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第 23 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

1 Official in charge of disbursement of the procuring entity: Takeshi Kobayashi, the Chief Director, Japan Health Insurance Association

2 Classification of the products to be procured: 72

3 Item and quantity of the products to be procured: Business activities for medical fee bill inspection effect improvement

4 Duration of policy: March 31, 2012 from June 2, 2011

5 Delivery place: as in the specification

6 Qualifications for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

not come under the Article 25 or 26 of the Japan Health Insurance Association Order concerning the accounts regulations

Possess the Grade A or Grade B or Grade C in "Service" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal year 2010, 2011, and 2012

prove to have actually engaged in adequate amount of similar matters properly

prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

prove to have no false statement in tendering application forms or attached documents

prove neither the business condition no

r credibility is deteriorating

Being the person who does not take compensation for damages request from Japan Health Insurance Association

Do not come out of Ministry of Health, Labour and Welfare or Japanese pension mechanism during a period taking a nomination stop about duties.

enterprise have qualification of privacy mark or ISO/IEC27001 or JISQ27001

7 Time-limit for Tender 10:00 AM, 26 May, 2011

8 Contact point for the notice: Keiji Yamashita accounting division, general affairs department, Japan Health Insurance Association, 4-2-1, Kudankita, Chiyodaku, Tokyo, Japan, 102-8575 TEL, 03-5212-8214

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第25条 契約責任者等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者

（競争に参加させないことができる者）

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年間は競争に参加させないことができるものとする。又これを代理人、支配人その他の使用人として使用するものについても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。